

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 1 日現在

機関番号：12101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20520610

研究課題名（和文） キャフタ条約に関する総合的研究－中央ユーラシア史における位置付けをめぐって

研究課題名（英文） Reserch on the Treaty of Kyakhta from the Viewpoint of the History of Central Eurasia

研究代表者

澁谷 浩一（SHIBUYA Koichi）

茨城大学・人文学部・教授

研究者番号：60261731

研究成果の概要（和文）：本研究は、ロシアと清の間で 1728 年に締結されたキャフタ条約について、その締結過程を解明し、また、1730 年代後半の清とジューン=ガルの講和交渉におけるキャフタ条約締結の影響を考察することにより、清、ジューン=ガル、ロシアの 3 者が鼎立し、複雑に推移していた当時の中央ユーラシアの国際関係におけるその影響について解明した。結果として、キャフタ条約が 18 世紀前半の当該地域の歴史の重要な画期であったことが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：This research studied the process of concluding the Treaty of Kyakhta and also studied the influence of the conclusion of this treaty upon the complex international relations in Central Eurasia at that time when three powers (the Qing empire, the Russian empire, the Dzungar empire) were coexisting one another, by considering the peace negotiation between the Qing and the Dzungar in the second half of the 1730's. As a result, it was clarified that the Treaty of Kyakhta was an epoch-making historical event in the first half of the 18th century in Central Eurasia.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009 年度	700,000	210,000	910,000
2010 年度	700,000	210,000	910,000
2011 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：中央ユーラシア史

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：キャフタ条約 中央ユーラシア 清 ロシア ジューン=ガル

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内外の研究動向

従来キャフタ条約については主としていわゆる「露清関係史」の枠組みの中で取り上げられてきたが、国内においてはこの分野の研究は極めて乏しい状況にあった。露清関係史の第一人者であった吉田金一氏（2000 年

没）の研究の重点は 17 世紀末のネルチンスク条約にあり、18 世紀に関して、特にキャフタ条約自体にまで踏み込んだ研究はほとんどなかったと言える。両国の関係史は、欧米列強のアジア進出の流れで捉えられる 19 世紀後半以降の研究を別として、ロシア史及び中国史の枠組みでは辺境史扱いされ、関心も

あまり高くない。それ故に国内で出版される辞典や一般書、さらには一部の専門書においても誤った記述が非常に目についた。

国外においては、当該国家である中国とロシアにおいてこの分野に関する研究は比較的盛んであり、特にロシア側において一次史料を駆使した研究も見られるが、現在のロシアと中国という二国間の枠組みを前提として歴史叙述がなされる点、また、この時期の中国側根本史料である満洲語史料の利用が十分でない等の問題点がある。

(2) 着想に至った経緯

研究代表者は、これまで一貫して 18 世紀前半の中央ユーラシア史の研究を行ってきた。これまでの研究において、従来かなり曖昧なままであったキャフタ条約の締結過程をある程度明らかにし、清・ロシアという二国間関係だけではなく、その間に存在したジュン=ガルに代表されるオイラト=モンゴル勢力の動向についても分析を加え、三者間の複雑な相互関係が当該時期の歴史を動かしてきた有様を解明してきた。本研究は以上の研究成果を踏まえ、それをさらに一歩進めて総合化しようとしたものである。キャフタ条約の締結過程そのものの解明とあわせ、これまでの研究で十分に組み組みなかったキャフタ条約締結後の時期について研究を進め、18 世紀中央ユーラシア史の中にキャフタ条約を位置付ける作業を完成させることを試みた。

2. 研究の目的

本研究は、18 世紀前半に清とロシアの間で締結されたキャフタ条約を、モンゴル帝国崩壊以後の中央ユーラシア史の中に明確に位置付けることを目的とする。本研究はこれまで継続的に行ってきた 18 世紀における清、ロシア、及びジュン=ガルに代表されるオイラト=モンゴル勢力の相互関係史の研究成果を総合し、それを発展させようとするものであり、従来の「中国とロシアの間で結ばれた条約」という 2 国間関係の枠組みを超え、ジュン=ガルをはじめとする中央ユーラシアの諸勢力の動向を十分に踏まえた上で、改めてキャフタ条約の歴史的な位置付けを試みる。

キャフタ条約の締結は、当該地域における現代に繋がる国境線の枠組みが確定へと向かう大きな画期であり、中央ユーラシア史におけるその意義は極めて大きいと予想される。従来我が国において本格的な研究が全くなされていないこの条約について詳細に解明し、さらに、条約締結後に清とジュン=ガルの間でなされた講和交渉（国境画定交渉）の経過を取り上げ、そこに見られるキャフタ条約の影響を具体的に分析する中で、条約が中央ユーラシアの国際関係に与えた影

響を明らかにする。以上の作業を通じて新たな 18 世紀中央ユーラシア史像を構築することを旨とする。

3. 研究の方法

本研究は研究代表者が一人で行う研究であり、基本的には研究の基礎となる史料・文献を収集し、その解説・分析に基づいて研究を遂行する。

史料については、ロシア側史料としてはロシア語文献、中国側史料としては当該時期・分野の根本史料である満洲語史料を利用する。当該分野でよく利用される基本史料である『平定準噶爾方略』については、通常は漢文版が利用されるが、本研究においては原典史料に近い東洋文庫所蔵の満洲語版を利用する。また、未公刊の一次史料を利用するために北京の中国第一歴史 檔案館運び資料収集を行うと共に、出版された一次史料についても、当該史料館での史料調査経験をもとに慎重に分析を加える。

国内で収集する資料に関しては、関連するロシア語、中国語、欧米語の文献・資料を書籍として購入し、また、書籍として購入の難しいものについては複写の形で入手する。

4. 研究成果

(1) キャフタ条約の締結過程について

複雑な交渉経過をたどったキャフタ条約は、北京で行なわれた主要な交渉、その後の国境付近のブーラで行われた国境画定交渉、最終的な条約文の作成・交換という 3 段階に分けて考えることができる（以下条約の締結過程の詳細については下記年表を参照。出典：澁谷浩一「キャフタ条約の条文形成過程について」）。

キャフタ条約締結過程の詳細

日付 (ユリウス暦)	出来事
第 1 段階：北京における主要な交渉	
1726/10/21	ロシア使節団北京入城
11/15	ロシア側 13 項目文書 (ロシア文とラテン文) が提出される
12/3	上に対する清側のラテン文の回答文書が提出される
12/5	同上回答文書のロシア語訳を清側がロシア側に提出
12/8	ロシア側の 13 項目の返書 (ラテン文とロシア文) が提出される
12/12	ロシア側の簡略な 14 項目の文書 (ロシア文、ラテン文は翌日) が提出される
1727/ 1/13	清側の 14 項目の回答文書 (ラテン文) が提出される
1/19	ロシア側の最初の条約草案 13 カ条 (ラテン文、第一次草案)

	が提出される
2/9	清側の条約草案 11 カ条 (ラテン文, 第二次草案) が提出される
3/21	ロシア側の 北京最終草案 (ロシア文とラテン文) が提出される
4/23	ロシア使節団北京を出発
5/10	ロシア使節団、北京交渉の結果をロシア中央へ報告
第 2 段階: 国境画定交渉からブーラ条約の締結まで	
6/14	ブーラへ到着
8/20	ブーラ条約締結
9/28	ブーラ条約締結をロシア中央へ報告
第 3 (最終) 段階: 国境での条約文交換まで	
10/6 (雍正五年九月三日)	北京の内閣において満洲文・ロシア文・ラテン文の 3 種の条約文が完成 (この時の条文上の日付は九月五日及び 10/19 (グレゴリオ暦))
10/10 (グレゴリオ暦 10/21)	最終的に締結されたキャフタ条約の条文上の日付 (1727/10/21 (グレゴリオ暦), 雍正五年九月七日)
10/12	アバガイトゥ国境画定議定書 (東部国境) の締結
10/27	セレンガ国境画定議定書 (西部国境) の締結
11/13	北京から送付された清側のキャフタ条約草案 (満洲文・ラテン文・ロシア文, 清側最終草案) をロシア使節が受理するも締結は拒否、修正を要求
1728/4/4	再度北京から送付された清側のキャフタ条約草案を受理
4/8	ロシア側作成の条約文を清側に渡す
4/22	4 月段階での条約文についてのロシア中央への報告
6/14	キャフタ条約の条約文の正式交換 (=キャフタ条約締結)
8/6	キャフタ条約締結についてのロシア中央への報告
12/18	ロシア使節団モスクワ帰着

かつて研究者代表者は、11 条ある条文の中の第 4 条・第 6 条といった特定の条文に焦点をあててこの条約の成立過程を検討したことがあるが、本研究では、近年出版されたロシア側の一次史料集を再度全面的に検討し直し、その他の条文も含めたこの条約全体の形成過程を検討した。その結果、従来の捉え方——交渉はロシア側の主導によって進められ、国境画定条項を除く条約の骨格を定めた北京交渉は、ロシア側作成の「最終草案」(ユリウス暦 1727 年 3 月 21 日付け) を清側

が認めることによって終了した——は不十分であることが明らかとなった。すなわち、北京交渉においては、ロシア側が最終草案を提示する前の段階で清側が作成した草案 (ユリウス暦 1727 年 2 月 9 日の第二次草案) が重要であり、キャフタ条約の条文はほぼこの清側草案に基づいて作成されたとみなすことが出来るのである。

また、キャフタ条約締結交渉の第 2 段階で締結されたブーラ条約は、国境画定条約としての独立した体裁を持った条約として捉えられてきたが、この条約を第 3 条としてそのうちに取り込んだキャフタ条約との関係については従来の研究では必ずしも明らかではなかった。本研究を通じて、ブーラ条約締結後にキャフタ条約の本当の意味での最終草案を作成した清側が、ブーラ条約にある「北京で確定したロシア側最終草案をもとにした 10 箇条にこの条文を加えて最終的な条約とする」との規定を事実上無視したことが明らかとなった。清側は、ブーラ条約の独立性を認めず、最終的に成立したキャフタ条約こそが両国間の正式な条約であると認識していたのであり、ロシア側もこれを受け入れざるを得なかったと言える。

従来のこの条約の締結過程に関する理解は、ロシア側最終草案こそが最重要であると強調するロシア側史料の記述を鵜呑みにしていた結果である。研究期間中に予定していたロシアにおける史料調査が諸般の事情で不可能になったため、国境画定そのものの過程解明はなお今後の課題として残されたが、キャフタ条約の位置付けを考える上での新知見は得られたと考える。

(2) 清・ジューン=ガル関係史に関する満洲語史料について

2009 年に中国で『軍機処満洲準噶爾使者檔訳編』なる史料集が出版された。この史料集に収録されているのは、北京の中国第一歴史檔案館所蔵の軍機処全宗に分類される満洲語史料で、これまでほとんど紹介されることのなかった一次史料である。本研究では、現地史料館での実地調査の結果・経験を踏まえて、この史料の全容について調査研究を行った。

本史料は、雍正年間末から乾隆年間前半にかけての清・ジューン=ガル間での使節の往来に関する記録であり、特に清側からジューン=ガルに派遣された使節については、交渉の詳細を伝える使節の報告書を含む。また、ジューン=ガルから清皇帝宛の文書やジューン=ガル使節を迎えた清側の対応の詳細がうかがえる清側大臣の上奏文、清側からジューン=ガル宛の文書も省略のない形で収録された極めて重要かつ貴重な史料集であることが明らかとなった。この史料集により、ジュ

ーン=ガル滅亡寸前の時期までの両者の外交関係の解明が可能である。ただし、一部の年代に欠落があるほか、なお未収録の関係文書も存在し、利用には注意が必要であることも確認できた。

(3) 1734-40年の清・ジューン=ガルの講和交渉とキャフタ条約

1740年の清とジューン=ガルの講和は、両者が初めて明確な形で平和友好関係を確立した歴史的画期である。しかしながら、従来その経緯・内容についての理解は不十分であった。本研究では講和交渉の経過及び講和内容について新出の満洲語史料によって詳細に明らかにしたが、特に清とロシアのキャフタ条約締結（1728）の影響に注目し、中央ユーラシアの国際関係の推移という視点からこの講和を検討した。

交渉の開始時から、両者はロシアとの関係を強く意識していた。そもそも清の雍正帝は、交渉での合意の後に現地での詳細な国境画定を行うというキャフタ条約の方式により国境画定を行おうとした。そして、清側は交渉においても、緩衝地の設定やカルン（国境付近の哨所）の移動不可について、ロシアとの国境画定交渉の経験を踏まえた主張を行った。一方のジューン=ガル側は、当初はロシアとの関係強化を模索しながら、清に対してはロシアとは国境画定をしなくても平和友好であることを強調し、その後も一貫して国境画定を望まない姿勢を貫いた。

1735年に雍正帝の後を継いだ乾隆帝は、アルタイ山脈を国境と定める清側の国境画定案を拒否するジューン=ガルのガルダン=ツェリンに譲歩し、明確な国境画定がないままの講和に合意する。最終的な講和は、互いにアルタイ山脈、ジャブカン（ザブハン）河を越えず、現状の牧地の維持を認め合うというものであったが、その他に、アルタイ山脈北側に位置するジューン=ガル側のウリャンハイについても現状維持を認めるという、従来知られていない重要な項目があった。この項目は、キャフタ条約によってロシアとの間で解決したウリャンハイの帰属問題を、ジューン=ガルとの間でも確認・解決しようとした清側の意向が反映されたものだった。

この時同時に取り決められた遣使・交易の規定が徹頭徹尾キャフタ条約及びロシアとの関係を意識して定められたことにも表れているように、この時の講和は、全体として、ロシアと清のキャフタ条約締結を前提とし、その影響の中で成立したものだと言える。

この時の講和成立の両者における意義に触れておくと、講和によって清は康熙帝の時代以来重くのしかかっていた西北方面の軍事負担から解放されたと言える。また、ハル

ハ（ハルハ=モンゴル）の牧地の西端が定まったことを受けて、乾隆帝はハルハに対して内部の牧地の画定を命じており、ハルハの安定にとってもこの講和の持つ意義は小さくなかった。ジューン=ガル側からすれば、将来に可能性を残した——アルタイはジューン=ガルの牧地であるとの主張をガルダン=ツェリンは取り下げた訳ではなかった——とも言える曖昧な形で講和を実現し、制限付きとはいえ、強く望んでいた清との貿易及びチベットへの使節派遣を認めさせたということになる。この後盛んとなる清との貿易はジューン=ガルに大きな利益をもたらしたと言える。そして、この講和の後、ガルダン=ツェリンは西方カザフに対する侵攻を本格化させる。東方の安定を背景に新たな西方への勢力拡大を開始したのである。

以上のように両者にとってこの講和の持つ意義が大変大きなものであったことは明らかである。

(4) 研究の到達点及び今後の展望と課題

以上の研究を通じて、キャフタ条約の中央ユーラシア国際関係における影響力の大きさが立証できたと考える。

従来、二国間関係の枠組みの中で、主としてロシア側史料に依拠しながら、ロシア側に有利という図式で描かれてきたキャフタ条約のとらえ方には見直しが必要である。そして、ロシアとのキャフタ条約締結に至る外交交渉を通じて得た経験を活かす形で清がジューン=ガルとの交渉を進めていたことは注目すべき事実であると言えよう。清とロシアの関係を条約締結に至った「外交」関係として捉え、清とジューン=ガルの関係については、中華王朝と遊牧民勢力の「朝貢」関係と捉えて区別する従来の見方からは、中央ユーラシアの国際関係の本当の姿は見えてこないものである。

清とジューン=ガルの関係は、講和成立からわずか5年後のガルダン=ツェリンの死去に始まるジューン=ガル側の内紛を契機に再度大きく動き出す。そして、ジューン=ガルの滅亡、清によるその領域の統合により、中央ユーラシアの現代につながる枠組みは事実上完成する。今後は、そこに至る中央ユーラシアの国際関係の展開を、ロシアとの関係も視野に入れた形で解明していく必要があると考える。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

① 澁谷浩二、「1734-40年の清とジューン=ガルの講和交渉について——キャフタ条約締

結後の中央ユーラシアの国際関係——」、『東洋史研究』、第 70 卷 3 号、608-572、2011、査読有

② 澁谷浩一、「『軍機処満文準編』について」、『満族史研究』、第 9 号、43-50 頁、2010、査読有

③ 澁谷浩一、「キャフタ条約の条文形成過程について」、茨城大学人文学部紀要『人文コミュニケーション学科論集』、第 9 号、55-74、2010、査読無

<http://ir.lib.ibaraki.ac.jp/handle/10109/1579>

噶爾使者檔訳

〔学会発表〕(計 1 件)

① 澁谷浩一、「1734-40 年の清とジューン=ガルの講和交渉について」、第 48 回日本アルタイ学会 (野尻湖クリルタイ)、2011. 7. 17、長野県上水内郡信濃町

6. 研究組織

(1) 研究代表者

澁谷 浩一 (SHIBUIYA KOICHI)

茨城大学・人文学部・教授

研究者番号：60261731